

ハッ場ダム住民訴訟通信-62

2010年8月1日発行

えっ！ダム事業者がダムの是非を検討??

「できるだけダムに頼らない・・・」が泣く。有識者会議の「中間とりまとめ」

昨年12月「できるだけダムに頼らない治水政策」を求めて発足した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、これまでの討議の「中間とりまとめ」を作成、ハッ場ダムなど、現在全国で進められている84ダム事業を検証検討する判断基準を示しました。

判断基準と手順

先ず、ダム以外の治水対策として、堤防の嵩上げ、遊水地、放水路など25の手法から幾つかを組み合わせ「ダムの代替案」とします。次に、この案と現在進んでいるダム事業とどちらが優れているか、特にコストを重視して検証し検討する。というものです。

誰が検証検討するのか

問題はここ。中間とりまとめでは、検証主体は国土交通大臣としていますが、実際の作業は事業主体である地方整備局、水資源機構、都道府県による「関係地方公共団体からなる検討の場」としてしています。これらはいずれもダム事業を推進してきた「ダム事業者」です。これでは「アメを欲しがる子」に、アメを買うか否かを決めさせるようなものです。

「ハッ場ダムが欲しい」とせがむ関東地方整備局と、1都5県知事が検証したら

お手盛りで「ハッ場ダム推進」のお墨付きを与えてしまいます。

ハッ場ダムの事業主体は、国土交通省関東地方整備局です。その出先機関であるハッ場ダム工事事務所は、前原大臣が中止声明を出した後も、ホームページや現地のPR施設「やんば館」でハッ場ダムの必要性をPRしています。1都5県の知事が「ハッ場ダムつくれ」と大合唱しているのは周知の事実です。この人たちがハッ場ダムに代わる治水対策をつくるわけがありません。ハッ場ダム推進のお墨付きを与える恰好の場になるだけです。

ダム見直しは住民参加を保証した第三者機関で

そもそも有識者会議がもたれたのは、社会全体にダム事業への疑問、ダム見直しの声が高まってきたからです。そうした民意を切り捨てて、ダム事業の真の見直しはできません。

住民の参加が必須の条件です。参考になるのは河川行政民主化の先駆けとなった「淀川水系流域委員会」です。同委員会は住民の参加を保証した第三者機関であったからこそ、淀川水系ダムの見直しを求める意見書をまとめることができました。

同委員会をモデルとした検証作業は次のようになります。

- ①検証主体は委員を公募した第三者機関とする。
- ②検証作業は公開の場で行う。
- ③検証の会議は住民参加のもとで行い。住民も意見書の提出と意見の陳述、意見交換ができるよう保証する。
- ④検証の結果を出すにあたって十分な議論を保証する。

代替案との比較だけではダム見直しは困難

ダム事業優先の治水計画を根本から見直す必要があります。

これまでもダム事業者は再評価と称して代替案との比較をし、必ずダム事業が最も有利との結論をだしてきました。それはダムをつくるための治水計画を立て「ダムがなければ危ない」とのキャンペーンを打ってきたからです。例えば八ッ場ダムでは…。

- ①実際の洪水流量とかけはなれた過大な流量を治水計画の目標流量(基本高水 22000 トン)にして、ダムによる洪水調節の必要性をつくりだしてきました。
- ②八ッ場ダムの治水効果を過大に評価して、八ッ場ダムなしでは利根川の治水は成り立たない印象を与えてきました。
- ③利根川の流下能力を過小評価して、八ッ場ダムが無いと氾濫すると思わせる氾濫想定図を示してきました。

このようにこれまでの治水政策をそのままにして、これまでのダム事業者に検証検討させれば、これまでと同様に「八ッ場ダム推進」の結果がでるのは明らかです。それには、見直しの土台になる治水計画を科学的・客観的に作り直すことから始めるべきです。

利水も同じことが言えます。

中間とりまとめでは、利水もダム事業者と利水参加者(都県)とが検証検討することになっていきます。これも治水政策と同様、ダム事業者と都県が一緒になって、ダムが必要となるような「利水計画」を立ててきました。茨城の場合…。

- ①水道需要は、一人当たりの使用量が減っていることから、給水人口が増えても、ここ 15 年間は横ばいから減少傾向にあります。その上、土台になる県人口は減少期に入り、将来にわたって水需要の増加は有り得ないにも関わらず、水需要計画は増加するとしています。
- ②工業用水の利用も所有水源の 60%ほどに留まり、企業は過大な負担に苦しんでいます。
- ③利根川の流量は余裕がありますが、取水量の一部が暫定水利権にされているため、八ッ場ダムから撤退すると、暫定水利権を失い水不足になるといいます。

■「八ッ場あしたの会」では上記趣旨の緊急提言を、前原国交大臣、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」中川博次座長に提出しました。私たち 1 都 5 県の「八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会」でも提言の準備を進めています。

■パブリックコメントを送りましょう。パソコンのない方は、お持ちの方にお願ひしてください。

「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見募集について」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155100504&Mode=0> ■締め切り 2010年8月15日

第 2 回八ッ場ダム茨城裁判控訴審「進行協議」

日時:9月9日(木)午後4時より

場所:東京高等裁判所第10民事部(東京高裁16階)

原告のご参加をお願いします。一般の方は傍聴できませんが協議後の説明会は聞きものです。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768